

．平成16年に発生した事故の概要

1．B級事故

〔1〕弁当屋における漏えい火災

(1) 発生日時 : 平成16年1月13日(火) 15時35分頃

(2) 発生場所 : 三重県鈴鹿市 弁当屋 鉄骨造平屋建

(3) 設備概要 :

当住宅建築年	不明		
供給形態	50kg容器	4本	
燃焼器具	フライヤー	立消え安全装置	有
		過熱防止装置	有
		空だき防止装置	有
安全器具の設置状況	ガス漏れ警報器		無
	ヒューズガス栓		無
	マイコンメータS		有

(4) 被害状況 :

人的被害	死者	1人
	軽傷者	1人
物的被害	店舗全焼	

(5) 事故の概要 :

15時35分頃、フライヤーの種火の燃焼状態が悪いため、自ら点検修理を行った。厨房は段ボールが敷かれており、点検修理作業のためその上に新聞紙を敷いていた。点検修理作業を終えて、フライヤーに点火したところ、点検作業中に漏えいしていたガスに引火し、その火が衣服に燃え移り、そこで転倒してしまったために一気に全身が炎に包まれて火災に至った。

(6) 推定原因 :

フライヤーの点検修理作業中のガスが漏えいしていたため、点検修理作業を終えて、フライヤーに点火したところガスに引火した。

(7) 行政等の対応 :

業務用消費者の使用器具に異常があったときは、業者に連絡し、修理を受けるようパンフレットを作成し配布し、周知徹底を図ることとした。

〔 2 〕 開放式湯沸器の換気不良によるCO中毒

( 1 ) 発生日時 : 平成 1 6 年 2 月 1 日 ( 日 ) 1 0 時 1 5 分頃

( 2 ) 発生場所 : 鹿児島県 一般住宅 木造

( 3 ) 設備概要 :

供給形態	5 0 kg 容器	2 本
燃焼器具	瞬間湯沸器 ( 開放式 5 号 )	台所 1 台
	不完全燃焼防止装置	有
安全器具等設置状況	ガス漏れ警報器	有
	ヒュ - ズガス栓	有
	マイコンメータ S	有
	不完全燃焼警報器	無

( 4 ) 被害状況 :

人的被害	軽症者	7 人
物的被害	なし	

( 5 ) 事故の概要 :

1 0 時 1 5 分頃、消費者が台所に設置していた瞬間湯沸器を使用していたところ不完全燃焼となり、7 名がCO中毒となった。

事故の直後、警察立会のもとCO測定を行ったところ、CO濃度は、0.125%であった。

( 6 ) 推定原因 :

換気不良状態で瞬間湯沸器を使用していたことから不完全燃焼となり、CO中毒となった。

なお、当該湯沸器は消費者が知人から譲り受けたものを自ら設置していたものであり、不完全燃焼防止装置が設置されていたが事故時は劣化により作動しなかったものと推定される。

( 7 ) 今後の対応 :

本事故は、当該湯沸器に不完全燃焼防止装置が設置されていたにも拘わらず、当該湯沸器は消費者が知人から譲り受けたものを自ら設置していたものであり、不完全燃焼防止装置が設置されていたが事故時は劣化により作動しなかったCO中毒となっていることから、新たに燃焼器具を設置する場合は必ず、販売事業者と連絡して、燃焼器具の燃焼試験等を実施してもらい燃焼器具に異常が無いことを確認する必要がある。

〔 3 〕 質量販売 2 kg 容器消費先における漏えい火災事故

( 1 ) 発生日時 : 平成 1 6 年 8 月 1 0 日 ( 火 ) 1 8 時 1 2 分頃

( 2 ) 発生場所 : 鹿児島県薩摩郡 ゴルフハウステラス 鉄筋コンクリート造平屋建

( 3 ) 設備概要 :

供給形態	2 kg 容器	3 2 本	
安全器具の設置状況	ガス漏れ警報器		無
	ヒュ - ズガス栓		無
	遮断弁付ガスメ - タ -		無

( 4 ) 被害状況 :

人的被害 軽傷者 7 人  
物的被害

( 5 ) 事故の概要 :

1 8 時 1 2 分頃、レストランテラスで行われていたバーベキューパーティー用の 2 kg 容器に従業員が躓き、当該容器が転倒したため、ガスが噴出し周囲のこんろの火から引火したものの。

( 6 ) 推定原因 :

容器が転倒したため、容器バルブが開き、そこからガスが漏えいして、周囲のコンロの火から引火した。

( 7 ) 行政等の対応 :

販売事業者に対して「周知及び質量販売の台帳不備」を口頭で指導するとともに消費者に対して適切な容器管理を指導した。

〔４〕 充てん作業に係る漏えい爆発

(１) 発生日時 : 平成１６年１０月１日(金) １１時４０分頃

(２) 発生場所 : 福岡県太宰府市 その他店舗 鉄骨造２階建

(３) 設備概要 :  
当住宅建築年 不明  
供給形態 ９８０kgバルク貯槽 １基

(４) 被害状況 :  
人的被害 軽傷者 １人  
物的被害 工場全焼、家屋全焼、倉庫全焼家屋の一部焼損壊、車輛全焼３台、  
車輛半焼５台、車輛損傷６台、バイク全焼１台

(５) 事故の概要 :

１１時４０分頃、充てんのため、塀の下部の隙間から充てんホースを通した後、反対側から引っ張ったところ、安全継手が作動し離脱した。

充てん作業者が現場で安全継手を接続しようとしてバルクローリー側充てんホース内の圧力(LPガス)を抜く作業を行おうと、安全継手とボール弁との接続部を緩めたが、その際、ボール弁を締めていなかったため、そこから液状のLPガスが噴出した。

充てん作業者は、直ぐにバルクローリーへ戻り非常停止スイッチを押して緊急遮断弁を閉止した。その間に漏えいしたLPガスが店舗工場内に流入して、何らかの火から引火、爆発した。

(６) 推定原因 :

離脱した安全継手を再度接続する作業は、充てんホース内のLPガス(液)を排除して実施する必要があるがその作業を消費先でそのまま実施していた。

充てんホース内のLPガス(液)の排除を安全継手とボール弁との接続部を緩めて行った

(７) 行政等の対応

< 経済産業省 >

業界団体に対し、文書により類似事故防止のための注意喚起を行った。

< 県 >

充てん事業者に対して保安教育の充実及びバルクローリー作業基準策定を文書で指導した。

〔 5 〕 共同住宅における爆発・火災

（ 1 ）発生日時　：　平成 1 6 年 1 0 月 5 日（火）　1 0 時 3 0 分頃

（ 2 ）発生場所　：　神奈川県横須賀市　共同住宅　木造平屋建

（ 3 ）設備概要　：

当住宅建築年	不明	
供給形態	5 0 kg 容器	2 本（ 2 系列）
安全器具の設置状況	ガス漏れ警報器	有
	ヒュ - ズガス栓	有
	マイコンメータ S	有

（ 4 ）被害状況　：

人的被害	重傷者	2 人
物的被害	建家全焼	

（ 5 ）事故の概要

1 0 時 3 0 分頃、消費者が台所でたばこを吸おうとライターに点火したところ、突然爆発が起こったもの。

（ 6 ）事故の原因

S 型マイコンメータの継続使用時間遮断機能が作動し、気密試験でガス栓より上流側で漏えいがないことからゴム管又は燃焼器具から漏えいしたと思われるが焼失していることから漏えい原因の詳細は不明である。

〔 6 〕 埋設管工事中における酸欠

( 1 ) 発生日時 : 平成 1 6 年 1 2 月 3 日 ( 金 ) 7 時 4 0 分頃

( 2 ) 発生場所 : 愛知県碧南市 一般住宅 ( 新築建設現場 ) プレハブ造 2 階建

( 3 ) 設備概要 :

当住宅建築年	建築中
供給形態	5 0 kg 容器 2 8 本 ( 集団供給 )
安全器具の設置状況	屋外

( 4 ) 被害状況 :

人的被害	死者	1 人
物的被害	なし	

( 5 ) 事故の概要 :

7 時 4 0 分頃、同作業現場の別の作業者が異常に気が付き 1 1 9 番通報をしたもの。集団供給団地内で埋設管 ( P E 管 ) で道路から消費者宅敷地内へ引込管の接続工事を行うため、穴 ( 深さ約 70cm、幅約 40cm、奥行約 90cm ) を掘削して作業を行っていた。しかし、ガスの漏えいを防止する措置を行っていなかったため、掘削した穴にガスが滞留して酸欠となったものと推定される。

( 6 ) 推定原因 :

埋設管の接続作業をガス漏えい措置をしないまま行ったため、漏えいしたガスが穴に滞留し、酸欠となった。

( 7 ) 行政等の対応

< 経済産業局 >

販売事業者へ対して、次の事項を文書により指導するとともに所管の液化石油ガス販売事業者に周知を行った。

液化石油ガス設備工事を委託する場合は、委託先の特定液化石油ガス設備工事業者の届出を確認するとともに、施工から完成までの業務を適切に管理すること。

本管から引込管の変更を伴う設備工事を実施する場合は、自主基準等の実施手順を遵守してガス漏れのない状態で作業を行うこと。

愛知県へ対して所管の液化石油ガス販売事業者及び液化石油ガス設備工事業者に本件事例の周知及び適切な工事の実施の徹底の指導を依頼した。

< 県 >

愛知県エルピーガス協会へ傘下会員へ適切な工事の実施の徹底の指導を依頼した。

2. CO中毒事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
兵庫県 神戸市 16.1.13	CO中毒 軽症者 1 (男性21)	飲食店 木造平屋建	0:30	一般消費者 等	店員が21時から23時まで厨房で作業して帰宅したが、気分が悪いため救急車で病院に搬送された。病院で診断したところCO中毒であった。連絡を受けた販売事業者が厨房を点検したところ、食器洗浄器用の湯沸器が不完全燃焼していた。また、上部の排気用フードは故障で作動していなかった。 なお、現場でCO測定をしたところ、多量のCOが発生していたためCO測定器ではCO濃度測定不能の状態であった。	排気用フードの故障による排気不良  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・食器洗浄器用湯沸器の点検修理及び排気用フードのモーターの交換を行うまで消費先の食器洗浄器用のLPガスの供給を止めるよう事故再発防止を指示した。
鹿児島県 鹿児島市 16.2.1	CO中毒 軽症者 7 (女性38,14,7,男性17,12,10,9)	一般住宅 木造	10:15	一般消費者 等	消費者が台所に設置していた瞬間湯沸器(開放式5号)を使用していたところ不完全燃焼となり、7名がCO中毒となった。事故の直後、警察立会のもとCO測定を行ったところ、CO濃度は、0.125%であった。換気不良状態で瞬間湯沸器を使用していたことから不完全燃焼となり、CO中毒となったものと推定される。なお、当該湯沸器は消費者が知人から譲り受けたものを自ら設置していたものが事故時は劣化により作動しなかったものと推定される。	燃焼器具の劣化及び換気不良によるCO中毒  ・保安業務規程違反(事故通報の遅れ)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
香川県 観音寺市 16.3.22	CO中毒 軽症者 3 (男性44,29,75)	スーパー 鉄筋コンクリート 造平屋建	9:20	設備工事業 者	鮮魚調理場において、CF式湯沸器が不完全燃焼を起こしたため従業員3人がCO中毒となったもの。CF式湯沸器の排気筒が風圧の影響を受けやすい位置にあったため、排気不良により不完全燃焼となったものと推定された。	給排気設備不良  ・規則44条々(1)違反(排気筒の先端が風圧の影響を受けやすい位置にあったこと)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンBあり	
長野県 須坂市 16.7.8	CO中毒 軽症者 4	加工施設 鉄造平屋建	8:00	一般消費者 等	6時頃から4人で蒸し器でおやきの加工作業を行っていたが、クーラーを使用していたため窓を閉め切り、また、換気扇を使用していなかったため換気不良から不完全燃焼を起こしてCO中毒となった。 警察により事故後に再現調査したところ、CO濃度が高濃度に上昇するのが確認された。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 茅野市 16.8.13	CO中毒 軽症者 4 (女性22, 20,20,17)	別荘 木造2階建	9:40	一般消費者 等	台所に設置していた開放式湯沸器(5号)を使っていたところ気分が悪くなったため、隣の別荘に助けを求め、そこから消防へ通報された。駆けつけた消防署員により病院に搬送されCO中毒と診断された。事故後の調査で換気扇を回さずに湯沸器を使用していたため、換気不良により燃焼不良となり不完全燃焼を起こしたものと推定された。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
福島県 会津若松市 16.9.1	CO中毒 軽症者 2 (女性40, 女性20)	飲食店 鉄骨造平屋 建	13:00	一般消費者 等	調理中、換気扇を回すのを忘れて大型コンロを使用していたところ、換気不良から不完全燃焼となりCO中毒となった。また、給気口の前に荷物を置いていたため十分に給気できていなかった。	換気不良	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・給排気の徹底、CO警報器の設置について口頭で指導した。





発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 飯田市 16.6.29	漏えい火災	道路下	13:15	その他 (下水道工 事業者)	下水道工事作業中に供給管(埋設管)を切断したため、ガスが噴き出した。付近に引火し、土漏れが土漏れ源となっ販売ガス供給停止、安全確認	供給管(埋設)の損傷 ・法第20条違反者(業務主任者の職務違反) ・法第38条の2違反(液化石油ガス設備工事の基準適合義務違反)	なし(屋外)	(行政指導等) LPG業界に対する類似事故防止のため、販売業者に対して文書により指導した。
広島県 広島市 16.7.22	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:24	販売事業者	通行人からガス臭がする。現場へ急行した。事業者が現場へ急行した。漏えい確認できなかつた。確認できなかつた。29日埋設部から漏えい試験を実施したが確認されなかった。	供給管理設部の腐食	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
福島県 喜多方市 16.7.26	漏えい	一般住宅 木造	12:53	建設業者	消費者宅の増築工事のため建設業者が掘削用重機でガスメーター付近を掘削していたところ、供給管(埋設部)に気が付かず、折損させたため、ガスが漏れ出した。その際、販売業者において増加流量遮断の通報を受け、現場に急行して処置を施した。	供給管理設部の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
滋賀県 守山市 16.9.12	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート 造4階建	16:30	販売事業者	当該共同住宅の貯蔵設備付近からガス臭がすると販売事業者へ連絡が入ったため現場に出動してガス漏れ検知器で貯蔵設備付近の点検を行った。反応がなかったため、供給管の気密試験を実施したところ、0kPaとなった。点検の結果、本管よりメーターに上がる埋設部で漏えいしていることが判明した。	供給管理設部の腐食	なし(屋外)	(行政指導等) ・販売業者に対して埋設管管理台帳の整備、差圧式調整器への交換を指示した。







5. L P ガス事故の概要 (全事故)

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
千葉県 富里市 16.1.10	爆発 軽傷者 1 (男性49)	飲食店 鉄筋コンクリート 造 2 階建	16:45	不明	当該飲食店で爆発が起きたもの。仕込み作業中に業務用コンロのガスが漏れ、そのガスが店内の奥にある座敷下で滞留し、何らかの火源から引火、爆発したものと推定されている。	業務用コンロの 立消え ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (作動状況不明) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンS	(再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
兵庫県 神戸市 16.1.13	CO中毒 軽症者 1 (男性21)	飲食店 木造平屋建	0:30	一般消費者 等	店員が21時から23時まで厨房で作業して帰宅したが、気分が悪いため救急車で病院に搬送された。病院で診断したところ、CO中毒であった。連絡を受けた販売業者の湯沸器が不完全燃焼していた。また、上部の排気フードは故障で作動していなかった。ところ、多量のCOが発生していたためCO測定器ではCO濃度測定不能の状態であった。	排気用フードの 故障による排気 不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・食器洗浄器用湯沸器 の点検修理及びボイ ラーの交換を行うま で費用の食器洗浄器 のLPガスの供給を 止めるよう事故再 発防止を指示した。
三重県 鈴鹿市 16.1.13	漏えい火災 死者 1 (男性47) 軽傷者 1 (女性47) < B 級 >	弁当屋 鉄骨造平屋 建	15:35	一般消費者 等	フライヤーの種火の燃焼状態が悪いため、自 ら点検修理を行った。厨房は段ボールが敷か れており、点検作業のためその上にて新 紙を敷いていた。点検作業を終えて、フ ライヤーに点火したところ、ガスが漏れ、 燃え移り、そこに転倒して炎に包まれて 気が全身に炎に包まれて火災に至った。	フライヤーの点 検修理作業中の 漏えい	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンS	(行政指導等) ・業務用消費者が使用 した器具の異常があ ったときは、業者に しつけを依頼するこ とを徹底する。
島根県 簸川郡 16.1.17	爆発・火災	物置 木造	16:41	一般消費者 等	2口末端ガス栓(調整器出口に接続)に接続 されていたゴム管2本のうち1本が燃焼器 に接続されている状態(一方は2重巻 ろくに接続)のまま、容器バルブを2口 末端ガス栓を開放してしまつたため、ガ スが漏れ、2重巻コンロの火から引火、 爆発した。(質量販売 8kg x 1本)	燃焼器具未接続 側の末端ガス栓 の誤開放 ・法第27条第1 項第2号違反 (保安業務の 一部未実施)	安全器具等なし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
長野県 北佐久郡 16.1.18	漏えい 重傷者 1 (男性32)	一般住宅 木造 2 階建	9:00	販売事業者	容器交換のため、50kg容の保護キャップを 外そうとしたが、凍結のため外れなかつた。 その後、容器を横にして試みたが、力の 外れなかつたため、キャップの横穴から パイプの柄を挿入して、開けたところ の容器バルブにもあたり、容器バルブ 液状のLPガスが漏れ出した。	容器交換作業ミ ス	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 小諸市 16.1.22	漏えい火災	一般住宅 木造平屋建	19:55	一般消費者 等	ガスが出なくなつたため、設置されているバルク貯槽の所へ行き液取出弁を誤って開けてしまったため、中から液状のLPガスが噴き出し、引火したものの、その後、連絡を受けた販売事業者が現場に行き、液取出弁のスピンデルを回して止めた。	液取出弁の誤開放  ・法違反なし	(消費先) ・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・供給管等に接続され ていない液取出弁に は、金属製のプラグが 放し、容易に液が 放出されないよう にする。
鹿児島県 鹿児島市 16.2.1	CO中毒  軽症者 7 (女性38,14, 7,男性17, 12,10,9)  < B級 >	一般住宅 木造	10:15	一般消費者 等	消費者が台所に設置していた瞬間湯沸器(開放式5号)を使用していたところとなり、7名がCO中毒となった。事後、警察立ち会った後、CO濃度は0.125%であった。状態は、瞬間湯沸器を使用していたこと、不完全燃焼となり、CO中毒となったものと推定される。なお、当該湯沸器は消費者が知人から譲り受けたものを自ら設置していたものであり、不完全燃焼防止装置が設置されていたが事故時は劣化により作動しなかったものと推定される。	燃焼器具の劣化 及び換気不良に よるCO中毒  ・保安業務規程 違反(事故通 報の遅れ)	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	
福島県 喜多方市 16.2.3	漏えい	一般住宅 木造2階建	9:30	その他 (雪害)	消費者宅の屋根から雪及び氷の固まりが落下したため容器バルブと調整器が折損したものの、消費者がガスの噴出音に気が付き、容器バルブを閉止した。	容器バルブと調 整器接続部の損 傷(雪害)  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・販売事業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。
千葉県 松戸市 16.2.4	爆発  軽傷者 1 (女性57)	飲食店 木造	15:30	販売事業者	厨房調理台に背を向けて洗い物をしていたところ、急に後ろ下方で爆発が起こったもの。調査したところ床下隠ぺい部に設置されている配管が腐食していたため、そこからガスが漏えいしていた。	配管(隠ぺい) の腐食  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり(検知でき ない位置) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSBあり	
北海道 釧路市 16.2.6	爆発  軽傷者 1 (男性45)	飲食店 鉄筋コンクリ 造2階建	2:40	不明	調理場で爆発が起こり、店主がやけどを負ったもの。原因等は不明であるが、この器具がガスが漏れ、近くのビットに滞留し、こんろに点火したときに引火、爆発したと推定される。	燃焼器具から漏 えい(漏えい原 因等詳細不明)	・ガス漏れ警報器 あり(電源切) ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	
広島県 広島市 16.2.11	漏えい	事務所 鉄骨造平屋 建	8:00	販売事業者	貯蔵設備付近からガス臭がすると通行人から通報があったため、消防が出動して調査したところ、自動切替調整器の切替レバーから漏えいしているのを発見した。なお、当該調整器は製造から22年経過したものであった。	調整器の劣化  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 なし ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 伊那市 16.2.13	漏えい	寮 鉄筋コンクリート 造2階建	6:10	その他	バルク貯槽付近でガス臭がする。配管が破損し、ガスが漏れ出した。発見されたのは、深夜であった。ガス事業者が駆けつけ、ガスが漏れている箇所を確認し、ガスが漏れている箇所を閉鎖し、ガスが漏れている箇所を修理した。その後、ガスが漏れている箇所を確認し、ガスが漏れている箇所を修理した。その後、ガスが漏れている箇所を確認し、ガスが漏れている箇所を修理した。	冬の低温時に再液化したガスが調整器に残ったため ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
北海道 札幌市 16.2.13	漏えい	一般住宅 木造2階建	14:22	その他 （雪害）	消費者宅の屋根からの落雪によりガスメーター入口側の継手部分が損傷してガスが漏れ出した。	ガスメーター継手部損傷 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（再発防止策） ・販売事業者により貯蔵設備を移設した。
北海道 留萌市 16.2.13	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート 造4階建	17:50	その他 （雪害）	集合配管のうち1本が未使用（バルブ栓に高圧ホースが接続されていた）であったが、落雪により、このバルブ栓が押し下げられた状態となり、バルブ栓に接続されていた高圧ホースからガスが漏れ出した。	集合配管と高圧ホース接続部の外れ ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（再発防止策） ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
香川県 高松市 16.2.16	漏えい	飲食店 木造平屋建	10:00	一般消費者 等	店長が客用入口から店内に入ったところ、強いガス臭とガス漏れ警報器の音がしたため、消防へ連絡した。消防は調整器とガスメーターの間に設置している中間ガス栓を閉めて、販売事業者へ連絡した。調査したところ、業務用こんろの器具栓が何らかの原因で完全に閉止されていないと推定された。	業務用こんろの器具栓の不完全に閉止 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（作動した） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（再発防止策） ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
徳島県 徳島市 16.2.17	漏えい火災 軽傷者 1 （男性90）	一般住宅 木造平屋建	0:20	一般消費者 等	こんろに点火しようとしたが着火しなかったため、屋外の貯蔵設備のところに行き、暗かったためライターの火で明かりをとって、いろいろ触っているうちに誤って高圧ホースのPOLネジを緩めてしまった。そのため、ガスが漏れ出して、ライターの火から引火し、火災となった。	高圧ホースを外してしまっただけ ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	
京都府 舞鶴市 16.2.21	爆発・火災 重傷者 1 （男性58） 軽傷者 1 （女性82）	共同住宅 木造平屋建	23:50	不明	消費者宅において何らかの原因で容器からガスが漏れ出して、引火・爆発が起こった。ガス漏れ原因等詳細は不明である。（質量販売 5kg×1本）	不明 ・法違反なし	なし	（行政指導等） ・販売事業者に対して原因の究明及び再発防止のための改善策を指示した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
東京都 東大和市 16.2.24	漏えい	その他 集団供給		不明	当日、消費者からガス臭がしたため、当該販売所にて10日間の調査を行った。調査の結果、E管への入れ替えが原因と判明した。	供給管（埋設管）損傷（推定）箇所は特定できなかった。 ・法違反なし	なし	
北海道 河東郡 16.2.27	漏えい火災 軽傷者 1 （女性55）	旅館 鉄筋コンクリート 造 7 階建	19:00	販売事業者	供給設備の老朽化に伴う配管の急遽交換のため、仮設配管の接続を解除して止めたが、調理終了時（18:30）に厨房にいた調理人が操作について業者が行う旨、伝えたが調理人側で行うという回答であった。その後、19:00に別の従業員が誤ってバルブを開放してしまったため、ガスが漏えいし、燃焼器具に点火した。	中間バルブの誤開放（工事時の連絡不徹底） ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（作動状況不明） ・ガス漏れ警報器連動自動ガス遮断装置あり	（行政指導等） ・販売事業者に文書で指導する予定。
広島県 安芸郡 16.2.27	爆発・火災 軽傷者 2 （女性50、20）	テナント 鉄骨造平屋 建	18:40	その他	改装工事中のテナントの厨房でガス臭がしたため、テナント従業員が点検し換気を行ったところ、10分後に業務用レンジを使用し、使用10分後と調査したところ、別調査したゴム管に誤って末端ガスが漏えいし、業務用レンジの火から引火、爆発したものと判明した。	燃焼器具未接続側の末端ガス栓の誤開放 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（電源切） ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSBあり	
北海道 亀田郡 16.3.2	爆発 軽傷者 1 （女性52）	学校 鉄筋コンクリート 造 2 階建	9:35	一般消費者 等	給食調理室で回転釜に手動点火したところ、漏えいしていたガスが引火、爆発した。事後調査したところ、回転釜の器具栓が完全に閉止されていなかったため、ガスが漏えいしたと推定された。	回転釜器具栓の不完全閉止	・ガス漏れ警報器なし（取り外していた） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
熊本県 菊池郡 16.3.8	漏えい火災	納屋 木造 2 階建	11:30	不明	納屋でガラスの割れる音がしたため見に行ったら、湯沸器が設置していた部屋に煙が充満し、湯沸器から火が出ていた。湯沸器は2月7日に新品を設置したものであったが、接続にはゴム管が使用されていた。（以前からゴム管を使用していた）ガス漏れ原因等は不明である。	不明 ・法第35条の5違反（固定式燃焼器具とガス栓をゴム管を使用していた）	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して文書で設備改善指導した。









発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
埼玉県 所沢市 16.5.13	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造3階建	19:45	一般消費者 等	2口末端ガス栓のうち1口はこんろに接続され、もう1つの燃焼器具のキャップがプラスチック製2口のため、未接続側のヒューズ機能が働かず漏えいした。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり（検知できないガス量） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
和歌山県 有田郡 16.5.14	爆発 軽傷者 1 （男性48）	一般住宅 木造平屋建	4:00	不明	当該住宅で爆発があり、台所を中心に焼損壊した。月の原因等詳細は不明である。また、事故時の使用量は通常時と比べて非常に多かった。0.1m <sup>3</sup> /月 1.8m <sup>3</sup> /月	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
熊本県 山鹿市 16.5.18	爆発 軽傷者 1 （女性51）	一般住宅 木造2階建	12:00	不明	消費者がたばこの火でこんろに点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火、爆発したものの。漏えい原因等詳細は不明である。なお、配管等について調査を行ったが異常は認められずまた、こんろについてもメーカーで調査したところ異常が認められなかった。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（電源切） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
埼玉県 上尾市 16.5.22	漏えい火災 軽傷者 2 （男性23、 35）	一般住宅 木造2階建	14:55	下水道工 業者	当該住宅において下水道工事中、誤って圧縮岩削機で供給管（埋設管）を損傷したためガスが漏れ出した。応急措置として岩削機で埋設管の穴を広く掘り、電気式小型岩削機で埋設管の穴の回りを広く掘り、電気が漏れ出した。岩削機の火花が漏れいしてガスに引火して火災となった。また、保安機関係である販売事業者へ14:55にガス漏れの通報があったが日直者が別の保安業務で外出しており、電話が別支店に転送され、同支店から日直者に連絡をして連絡を日直者が現場に近しい設備工事業者についで要請したが設備工事業者が現場へついたのは15:40で日直者が現場についたのは16:30頃であった。	供給管（埋設管）の損傷 ・法27条第1項第4号違反（緊急時対応の不備）	・ガス漏れ警報器あり（検知できない位置） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導） 販売事業者に対し、以下の事項について文書で指導が行われた。 ・特定液体石油ガス設置場所は委託先の指示に従って施工すること。 ・埋設管の埋設深さを規定値に満たない場合は、埋設管の位置を確認し、必要に応じて修正すること。 ・他の集配先に影響を及ぼさないよう、施工時は、事前に確認し、必要に応じて、事前に現場で指導した。













発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 中川郡 16.8.18	爆発・火災 軽傷者 1 (男性42)	飲食店 木造2階建	14:25	配送センター	50kg容器的交換作業中に何らかの理由により容器が飲食店の裏口の網戸に倒れた。さらに倒れたときに網戸が容器バルブにつかさり緩み、ガスが漏れいした。漏れいしたガスが飲食店の調理場内に流入して、使用中の火から引火、爆発したものと推定された。	容器交換作業中の容器転倒	・ガス漏れ警報器あり(検知できないガス量) ・ヒューズガス栓不明 ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者に対して配 送委託業者への安全 指導の強化を指導し た。 ・送業者へ対して事 故防止対策の徹底、の 配 送 員 の 保 安 教 育 を 指 導 し た。
宮城県 仙台市 16.8.21	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造2階 建	23:52	販売事業者	共同住宅の2室を入居者が使用することとなつたため、1室分のガスメーターを撤去して端部をプラグ止めていた。しかし、配管部分と接続していたニップル(15A)部分が配管の自重により破損してガスが漏れいして、ふるがまの種火により着火したものと推定された。当該配管にはサドル等により支持をしていなかった。	配管の工事ミス	・ガス漏れ警報器あり(検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
東京都 足立区 16.8.24	漏えい火災	共同住宅 鉄骨造	20:05	一般消費者 等	2口末端ガス栓のうち未使用側のガス栓を誤って開放したため、ガスが漏れいしていた。たこんろを使用していたところ漏れいして、ガスに引火した。末端ガス栓にプラスチック製のキャップが付いていたため漏れいしたガス流量が少なかったため、ヒューズガス栓が作動しなかったと推定された。	末端ガス栓の誤開放	・ガス漏れ警報器あり(検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等)に 対して ・販売業者を指 導して、ガス の 使 用 に 関 し て の 説 明 を 周 知 す る こ と を 指 導 し た。 ・消費者に 対して、ガス の 使 用 に 関 し て の 説 明 を 周 知 す る こ と を 指 導 し た。 ・使用して いないガス 栓にはゴム キャップを 必ず施すこ とを本行 に 行 う こ と を 指 導 し た。 ・従業者へ 特 別 の 保 安 教 育 を 行 う こ と を 指 導 し た。
千葉県 富里市 16.8.24	爆発 軽傷者 1 (女性70)	一般住宅 木造	17:50	一般消費者 等	消費者がふるがまのガスバーナーへ点火したところ、漏れいしていたガスに引火、爆発した。通常は「パイロットバーナーのバルブ」、末端ガス栓」の順で開けて点火していたが、事故時は誤って「メインバーナーのバルブ」を開けてしまったため、通常よりも多くガスが出ていたため点火したときと推定された。	点火ミス	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンSあり	







発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
埼玉県 越谷市 16.10.11	爆発 軽傷者 1 (男性46)	飲食店 鉄骨造3階 建	9:10	一般消費者 等	8時頃、飲食店の店長が餃子焼き器のバーナー 一点検のため来店して、メーターが9時入 開にして点検後8時のため裏口に店内に入 頃、従業員がレンジに点火操作を行ったところ、爆発したも ~3回点火操作を行ったが半開となっていたため、従業員 のゆで鍋の器具栓がいた。店長は従業員が調理場に入 め、ガスが漏れ出したためガス栓が半開となっていた が狭い調理場に入った時に無意識にゆで鍋のガス栓に のガス栓に触れたためガス栓が半開となっていたと推 定される。なお、警報器は設置されていたが電源が抜 かかれていたため動作しなかった	器具栓の誤開放	・ガス漏れ警報器 あり(電源切) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	
静岡県 静岡市 16.10.13	漏えい火災 軽傷者 3 (男性77, 女性75,44)	テント	14:25	一般消費者 等	容器交換を行う際、容器バルブが動かなか ったため、閉まっていると思い(実際は「開」で あった)、調整器を外したところガスが噴出 し、蒸し器の火から引火した。  (質量販売 20kg x 5本)	容器バルブの閉 め忘れ	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンなし	
茨城県 水戸市 16.10.17	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリ 造3階建	4:00	販売事業者	通行人からガス臭がすると消防へ通報があ った。消防署から連絡を受けた販売事業者が現 場で確認したところ、高圧ホースと容器バル ブの接続部からガスが漏れいていた。容器バ ルブの接続部の締め付けにより損傷劣化して いたものと推定された。	高圧ホースの○ リングの損傷	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・県エルピーガス協会 を通じてLPガス業 界へ周知、注意喚起 した。
愛知県 豊田市 16.10.20	漏えい	共同住宅 鉄骨造2階 建	18:20	販売事業者	台風の暴風により簡易型容器庫が転倒したた め、供給管の接続部が折損してそこからガス が漏れ出したもの。なお、簡易型容器庫は固 定して設置されていた。	供給管の損傷	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して 簡易型容器庫の転倒 を防止する措置を講 ずるよう口頭で指導 した。







発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 塩尻市 16.12.12	漏えい火災 軽傷者 2 (男性84、 女性85)	飲食店 木造2階建	15:05	一般消費者 等	消費者がガスストーブの点火操作をしているときにガス栓が不完全閉止の状態となり、ガスが漏えいし、その後ストーブの点火操作をしたときに引火した。	器具栓の不完全閉止	・ガス漏れ警報器あり(検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンBあり(ガス漏れ警報器連動)	
神奈川県 津久井郡 16.12.16	漏えい	共同住宅 木造平屋建	19:00	販売事業者	販売事業者が当該共同住宅の空室の設置を完了した。その際、ガス配管の接続が不完全となり、ガスが漏れ出した。発見された後、ガス事業者が調査を行ったところ、ガス配管の接続不良が原因と判明した。	容器交換作業ミス (容器未接続)	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して設置及び撤去等の作業手順の再確認を口頭で指導した。
北海道 札幌市 16.12.25	漏えい	共同住宅 (店舗、事務所 用)コンクリート造3階建	14:13	販売事業者	2階テナントが、ガス配管の接続不良により、ガスが漏れ出した。発見された後、ガス事業者が調査を行ったところ、ガス配管の接続不良が原因と判明した。	供給管(埋設管)の腐食	・ガス漏れ警報器あり(検知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して埋設配管の徹底について指導した。 ・道協会に対して事故事例の周知による事故防止を要請した。
福井県 福井市 16.12.28	爆発・火災 軽傷者 1 (女性80)	一般住宅 鉄骨造2階建	15:15	一般消費者 等	消費者が、ガスコンロの点火操作をしたときに、ガスが漏れ出した。発見された後、ガス事業者が調査を行ったところ、ガスコンロの点火操作が原因と判明した。	点火ミス	なし	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
福井県 福井市 16.12.30	爆発・火災 軽傷者 1 (男性80)	農舎 木造2階建	8:00	一般消費者 等	消費者が台所で正月用の餅を作ろうと販売事 業者から5kg容器を購入し、農舎で自らの容器と ガス調整器を接続した。そのために、近くで使 ったガス分を締めようとしたが、誤って緩めし たことにより、ガス漏れが発生した。近 くに引火、爆発した。(質量販売 5kg×1本)	調整器接続不良 ・規則第16条第3号違反(容 器の配管未接 続) ・法第27条違反 (保安業務未 実施)	なし	(行政指導等) ・販売業者へ対する安業口 質量販売先及び保安を 配管接続及び保安を 頭で指導した。 ・協会に対して本件防 止のための対応を の周知による再発 止のため文 書で要請した。

## ・その他事故

“その他事故”については、経済産業省原子力安全・保安院“液化石油ガス関係事故措置マニュアル”に定義されるもので、“自殺、故意、いたずら、盗難等”に該当し、いわゆる“LPガス事故”の対象外の事故である。ここに収録してある“その他事故”は“LPガス事故”と同じく、“液化石油ガス一般消費者等調査報告書”により都道府県から経済産業省へ報告があったものである。

“その他事故”は（表 - 21、87頁）、平成16年は60件であった。これを個別にみると、“自殺”については、平成16年は9件で死者3人、傷者6人となった。“故意・いたずら”は、15件で死者なし、傷者なしであった。“単純火災”は、こんろにやかん、なべ等をかけたままにしているうちに周囲の可燃物に燃え移り火災となったもの等であり、11件で死者なし、傷者9人となった。“その他”は、容器盗難、交通事故等で、25件で死者1人、傷者1人であった。

表 - 21 その他事故の年別件数及び死傷者数

種別	年	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
自殺											
	件数	13	8	16	13	14	11	9	11	3	9
	死者	1	2	1	4	4	3	3	3	-	3
	傷者	16	8	21	14	14	9	11	7	3	6
故意・いたづら											
	件数	3	6	4	11	7	13	14	12	17	15
	死者	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-
	傷者	3	4	1	6	9	2	2	1	3	-
単純火災											
	件数	9	4	4	1	9	10	8	6	7	11
	死者	-	5	2	-	-	-	1	1	1	-
	傷者	2	3	-	-	3	1	5	-	1	9
その他											
	件数	4	6	5	13	19	22	24	38	29	25
	死者	-	4	-	-	-	-	-	2	1	1
	傷者	1	4	3	4	14	15	12	31	15	1
合計											
	件数	29	24	29	38	49	56	55	67	56	60
	死者	1	11	3	5	4	3	5	6	2	4
	傷者	22	19	24	25	40	27	30	39	22	26

[注] その他とは以下のようなもの

1. 容器の盗難
2. 自動車の飛び込み等
3. 隣接家屋等の火災による過熱等
4. その他自殺、故意、単純火災に該当しないもの